

# 家賃支援給付金「申請サポート会場」犬山会場開設！ 犬山商工会議所会館4階大研修室にて（8/5～9/21）

## ○家賃支援給付金とは

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する給付金です。

## ○支給対象（下記①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
- ② **5～12月（2020年）の売上高について**  
1か月で前年同月比▲50%以上 または 連続する3カ月の合計で前年同月比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いを行っていること

## ○給付金額（一括支給）

法人：最大600万円

個人事業者等：最大300万円

## ○算定方法（申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍）

対象者	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+【支払賃料の75万円の超過分×1/3】 ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者等	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+【支払賃料の37.5万円の超過分×1/3】 ※ただし、50万円（月額）が上限

※4月1日以降賃料の変更があった場合や、賃料が売上と連動している場合などは、算定基礎となる賃料が異なりますので、申請要領等をご確認ください。

## ○申請期間

2020年7月14日（火）～2021年1月15日（金）24時まで

## ○申請方法

家賃支援給付金ホームページからのWEB申請が基本（※下記サイトを必ずご確認ください。）

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

## ○申請サポート会場

WEB申請ができない方のために、全国に「申請サポート会場」が開設されております。  
犬山商工会議所「4階大研修室」に犬山会場が設置されていますので、是非ご利用ください。

### 【犬山会場のご案内】※完全予約制

- ・設置期間：2020年8月5日（水）～9月21日（月）予定（土日祝含む）
- ・受付時間：9時30分～16時00分
- ・会場：犬山商工会議所 4階 大研修室（犬山市天神町一丁目8番地）

お電話での予約は下記にお問い合わせください。

申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）

**TEL 0120-150-413** 予約受付時間 9:00～18:00（土日・祝日含む）  
ネットでの予約もできます。

<https://yachin-shien.go.jp/place/ys-503/index.html>

## お問合せ・相談窓口（家賃支援給付金コールセンター）

**TEL 0120-653-930**

受付時間 8:30～19:00（土日・祝日含む）

8月31日まで：全日対応 9月1日以降：平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

申請時に必要な書類 (まず、必要書類を揃えてください。)

	必 要 書 類	中小法人等	個人事業者等
賃貸借 契約情報	①賃貸借契約書の写し	●	●
	②直近3カ月の賃料の支払い実績を証明する書類 (下記いずれか)		
	②-1 銀行通帳の表紙の写しおよび支払い実績がわかる部分 の写し(3カ月分)	●	●
	②-2 銀行取引明細書(振込明細書)		
	②-3 賃貸人(かしぬし)からの領収書 ②-4 所定の様式による、賃料を支払っている旨の証明書		
売上情報	③2019年分の確定申告書別表一の控え 1枚	●	
	④法人事業概況説明書の控え(両面)	●	
	⑤2019年分の確定申告書第一表の控え 1枚		●
	⑥2019年分の所得税青色申告決算書の控え 1・2ページ		●
	⑦(電子申告の場合のみ)受信通知 1枚	△	△
	⑧売上が減少した月・期間の売上台帳など	●	●
口座情報	⑨通帳の表紙 法人：法人名義 or 法人代表者名義 個人：申請者本人名義	●	●
	⑩通帳を開いた1・2ページ目	●	●
本人確認	⑪運転免許証(両面)・個人番号カード(表面)等の写し		●
その他	⑫誓約書(自筆の署名と申請日付を記入)	●	●

●：必須 △：必要な場合のみ

※上記は、一般的な申請の際の必要書類であり、例外申請の場合等、詳しくは家賃支援給付金事務局のホームページにてご確認ください。

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>